

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則附則第 2 項及び第 4 項に定める保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者等の取扱いについて（案）

1 保育士とみなす者の確認

次の（１）及び（２）の場合において、児童福祉法（以下「法」という。）第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者（保育士）以外を、保育士とみなして配置するときは、事業者は、予め、世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（以下「規則」という。）及び本通知に定める要件を充足していることを確認し、当該職員を指定したうえで配置すること。

（１）規則第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項、第 12 条第 2 項又は第 13 条第 2 項の規定により、保健師、助産師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなして配置する場合

（２）規則附則第 4 項の規定により、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を保育士とみなして配置する場合

2 保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者の要件

規則附則第 2 項及び第 4 項に規定する保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者については、次の各号いずれにも該当する者とし、事業者は、予め、規則及び本通知に定める要件を充足していることを確認し、本人の了解のもと適用すること。

（１）特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、及び世田谷区の運営費補助対象である認可外保育施設等において 1 年以上かつ月平均 80 時間以上、直接保育に従事した経験がある者

（２）事業者の代表者が保育士と同等の職務を適切に行えると判断した者。したがって、雇用直後の者や、当該事業所に配属された直後の者は認められず、少なくとも 1 ヶ月は実務能力を確認すること。なお、当該事業者において既に確認した者が異動した場合、事業者の代表者が変更した場合については、再度確認することを要さない。

（３）世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（以

下「条例」という。)第24条第2項第2号に該当する者

(4) 次のいずれかに該当する者

子育て支援専門員研修(地域保育コース(地域型保育))及び家庭的保育者認定研修を修了した者

家庭的保育者基礎研修及び認定研修を修了した者

及びに掲げる者のほか、認可条例施行に日以前に小規模保育運営支援事業実施要綱(平成26年5月29日付け雇児発0529第19号別紙)、グループ型小規模保育事業実施要綱(同日付け雇児発0529第20号別紙)又は家庭的保育事業実施要綱(同日付け雇児発0529第22号別紙)の規定により家庭的保育者としてこれらに従事していた者

3 証憑書類として備え置く書類

上記1及び2の適用にあたっては、要件を充足していることを証する書類(「証憑書類」という。)を、当該取扱いを適用させる日までに揃え、証憑書類は当該職員の指定に係る年度の終了後、5年以上は保存すること。

なお、書類中「写し」とあるものは、事業者が原本を確認すること。

(1) 1(1)に係る書類

資格証明書の写し

(2) 保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者

2(1)に係る書類

勤務証明書

2(2)に係る書類

事業者の代表者による確認書(日付、署名、捺印のあるもの)

2(3)に係る書類

配置する職員本人による誓約書(日付、署名、捺印のあるもの)

2(4)に係る書類

所定の研修の修了証書、又は家庭的保育者の認定通知書写し

4 規則附則第2項及び第4項を適用できる事業所及び事業者の要件

(1) 過去3年以内に、法第34条の17第3項並びに子ども・子育て支援法第51条第1項及び第3項に基づく改善の勧告及び改善の命令を受けていない事業所であること。

(2) 職員の保育士資格取得を支援するほか、保育士の確保に努める事業者であること。

5 その他

(1) 条例及び規則に定める各事業の職員配置基準の算定は、以下の算式により計算すること。居宅訪問型保育事業を除き、職員配置は開所時間を通じて常時2人を下回らないこと。

事業の種類	職員配置基準の算式
家庭的保育事業	家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育すると申請し、認可を受けている場合は、家庭的保育者と家庭的保育補助者
小規模保育事業 A 型	(算式) $\{ 4 \text{ 歳以上児数} \times 1 / 30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))} \} + \{ 3 \text{ 歳児数} \times 1 / 20 \text{ (")} \} + \{ 1 \cdot 2 \text{ 歳児数} \times 1 / 6 \text{ (")} \} + \{ \text{乳児数} \times 1 / 3 \text{ (")} \} + 1$ = 職員配置基準数 (小数点第 1 位を四捨五入)
小規模保育事業 B 型 及び小規模型事業所 内保育事業	職員配置基準の算式は、A 型に同じ (保育士 6 割以上の算式) 職員配置基準数 (小数点第 1 位を四捨五入) $\times 6 / 10$ = 職員配置基準上保育士数 (小数点以下切上げ)
小規模保育事業 C 型	家庭的保育者 1 人につき子ども 3 人以下、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は子ども 5 人以下とし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育すると申請し、認可を受けている場合は、5 人以下のときは家庭的保育者と家庭的保育補助者を配置
保育所型事業所内保育事業	(算式) $\{ 4 \text{ 歳以上児数} \times 1 / 30 \text{ (小数点第 1 位まで計算 (小数点第 2 位以下切り捨て))} \} + \{ 3 \text{ 歳児数} \times 1 / 20 \text{ (")} \} + \{ 1 \cdot 2 \text{ 歳児数} \times 1 / 6 \text{ (")} \} + \{ \text{乳児数} \times 1 / 3 \text{ (")} \}$ = 職員配置基準数 (小数点第 1 位を四捨五入)

(2) 短時間勤務 (1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務) の職員を職員配置基準数に充てる場合は、以下のいずれの要件も満たすこと。

各組・各グループに 1 人以上 (乳児含む組・グループにあっては配置基準数が 2 人以上の場合は 2 人以上) 常勤専任職員が配置されていること。

常勤職員に代えて短時間勤務職員を配置する場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数を上回っていること。

(常勤換算値を算出するための算式)

短時間勤務の職員 + 常勤職員以外の保育従事者の 1 ヶ月の勤務時間数合計 / 事業所の就業規則等で定めた常勤職員の 1 ヶ月の勤務時間数 = 常勤換算値 (小数点以下切捨て)

上記 ・ は、開所時間を通じて適用する。